

令和4年 第3回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木)

午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員(44人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長銚忠明

14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦

36番 池田琢壘 37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 42番 井上 達 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員(2人)

農業委員 6番 澤本基兄

推進委員 41番 池田久美子

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第16号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第17号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第18号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について

日程第8 議案第19号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

日程第9 報告第3号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第10 報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転届出に

ついて

日程第11 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕
磯田美智子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局次長 それでは、ただいまから令和4年3月総会を開会いたします。

最初に、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。

3月になりまして、今年の冬はかなり冷え込みまして非常に厳しい冬だったというふうに思いますけど、まだ朝晩は冷えますけど、日中は非常によくなくなってきております。明日は3月11日ということで、東日本大震災から11年目ということでございます。非常に大きな災害でございましたが、被災地のほうも頑張っておられまして、大分復興が進んでいるんだろうというふうに思います。我々も、しっかりとこのことを教訓にしながら今後に備えていかなければならないというふうに思っております。

また、ロシアとウクライナが戦争になったわけですけど、かなり厳しい戦いを強いられております。多くの民間の方が命を落とされたと、非常に厳しい状態です。どこかが間に入って仲裁をと思えますけど、なかなか思ったようには進んでいないようでございます。経済的にも非常に大きな、世界中に影響を及ぼすというふうに思います。はるか昔になりますけど、昭和48年にはオイルショックという中東絡みの戦いがありまして、非常に世界が大きく揺らいだところでございます。あれは、経済的に非常に影響を受けましたけど、今度は原発も絡みまして、非常に厳しい状態だということでございます。早く停戦が調いまして、平和な道を歩んでいただきたいというふうに思います。いろんな面で協力していかなければならないなというふうにも思います。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

年度末ということで、非常に皆さんもお忙しい中でございますけど、これから農業のほうも携わって、本格的に仕事のほうも増えていくというふうに思います。我々農業委員、推進委員さん、頑張っていかなければいけないというふうに思いますんで、ひとつまた心を引き締めて頑張っていければというふうに思いますんで、よろしくお願ひいたします。

それでは、3月総会を開会いたします。

事務局次長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名で、6番委員、遅参委員はゼロ人で、その旨通告がありまし

た。よって、ただいまの出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますので、3月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、5番委員、7番委員を指名いたします。

日程2、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、労力不足により、北房の譲受人に、申請農地、畑3筆1,651㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 それでは、番号1番の調査報告をいたします。

権利移転をする事由の詳細でありますけれども、譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。3筆ありますけれども、地番の[REDACTED]については譲受人の両親が10年以上前から耕作をしておりますが、それ以外の2筆については譲渡人が管理をしていましたが、腰痛となったため、昨年は譲受人が管理を行っております。譲渡人は、市外在住で、腰痛で自ら耕作ができなくなったということで、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものであります。

譲受人の耕作状況等でありますけれども、譲受人は定年退職後、母親とともに農業に従事をしています。地元にあります営農組合に加入をし、水稻栽培をやっており

ますし、野菜と、それから自家用のブドウ栽培を、所有するトラクターや小型農機で行っております。取得される畑については、管理が行き届いており、申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2から番号6については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2から番号6について一括して説明させていただきます。

まず、番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆259㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。

続きまして、番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆643㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。

続きまして、番号4でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆741㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。

続きまして、番号5でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆402㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。

続きまして、番号6でございますが、落合の賃貸人が、相手方の要望により、同じく落合の賃借人に、申請農地、田1筆733㎡を、賃借権の設定の申請でございます。賃借の期間は令和4年3月10日から令和5年3月9日までで、賃料は10アール当たり■■■■■■■■■■円でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 2番から6番について一括説明させていただきます。

2番から5番まで、これはいずれも畑であります。■■■■地区と■■■■地区の境界、山あいにある畑でして、長く非耕作状態にありました。譲渡人いずれも自宅から遠いと、耕作不便な場所というようなこともありまして、つくっていないわけでした。それと併せて高齢というようなことで長く非耕作地であるところへ、譲受人のほうからの申請に基づいて譲渡するというものであります。それから、6番につきましては、これは水田であります。同じく譲受人が水稲の増反を目指しておりまして、申請し、賃貸契約が結ばれておるものであります。

譲受人につきましては、今現在■■■■■■■■■■という業務もあるんですが、営農活動には

非常に熱心な方で、 のメンバーとして営農活動に積極的に参加し、自分でトラクター、田植機などといった農機具も持っておられまして、農業に対する意欲あるいはその施設面、いずれも問題はないと思います。また、農地法第3条2項のいずれにも該当しません。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆367㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 3月1日、聞き取り調査及び現地の調査を行いました。譲受人、譲渡人は本家、分家の関係であります。今回申請の水田2筆は、数年前譲受人が新居を建設するにあたり譲渡人から購入した土地に隣接しておりました。当時、これらをまとめて購入して、申請登記は建設会社へ委託しておりました。譲受人は、今回申請中の土地にはビニールハウスを建設し、野菜苗の育苗等を行っております。また、譲渡人は、近年体力の低下により、専業農家の譲受人に作業を委託することが増えております。そういった中の過程で今回の事案が発覚し、改めて申請するものです。

譲受人は、本人、妻、子供の3人で農業に従事している専業農家です。請負を含め、水稲1ヘクタール、ナス10アール、ホウレンソウ、ミズナ等の軟弱野菜を周年にわたり栽培、出荷しています。所有する農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を所有し、今後申請地を含め農業を継続することができると認めます。その他指摘事項はありません。

以上です。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 1ページお進みください。

番号8でございますが、落合の譲渡人が、耕作不便により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,361㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

番号8について説明します。

3月2日、譲受人の父と現地確認を行いました。権利移転の事由の詳細ですが、この申請地は、譲受人の祖父の頃から借りて耕作していました。代も替わり、引き続き以前[]をされておられた両親が耕作されていました。譲渡人は、耕作不便、労力不足のため、以前から耕作していただいていた譲受人の両親に相談をしたところ、話がまとまり、この農地を取得するものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人はふだん会社に勤めておられるので、両親が耕作され、譲受人も会社の休みには農作業をしています。農繁期には譲受人夫婦と両親とともに4人で農作業に従事されています。農機具は一式持たれており、水稲作業ではモミまき機からモミすり機まで持っておられます。来年には半分を稲作で考えておられます。なので、農作業には従事されると認められます。その他指摘等はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、久世の譲渡人が、労力不足により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆177㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号9について報告いたします。

本件につきましては、去る3月2日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、本件は今回本件と同時に分譲宅地として5条で農地転用許可申請されている農地、[]番地の振替地として宅建業者から話があり、隣接した農地を取得することで話がまとまったものです。

譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は7名で、主に譲受人と妻の2名で専従で農作業に従事しております。耕作は、水稲栽培の一部を作業委託しておりますが、農地取得後も農機具はトラクター、管理機、草刈り機等所有しており、今後も耕作していくものと思われまます。その他指摘事項も特にないと思われまますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議いただく案件は2件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（久世）は、2世帯が同居していますが、車庫が不足していることから、畑1筆113㎡を、駐車場用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

3月5日に申請人と現地の確認を行い、詳細について話を聞きました。申請人は、約4年前に2世帯住宅に建て替えたために家族が増え、車の台数も増えたため、駐車スペースが手狭になってきたため、家の前の畑を駐車場に転用するものでございます。申請地の位置でございますが、■■■■に面しており、■■■■より東に約100mのところ、自宅の前になります。東は隣の宅地、西は自宅の進入路、南は県道、北は申請人の宅地でございます。周辺に影響がある土地はなく、隣地の承諾も得ているということでございますので、問題はないと思います。

その他指摘事項もございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

番号2は追認案件でございます。

申請人(湯原)は、現在の墓地が急傾斜地を上った場所にあるため、墓参りや維持管理が困難となってきたことから、田1筆20㎡を墓地用地に、同じく田1筆53㎡を通路にするため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないよう反省し、顛末書が添付されております。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 38番推進委員です。

去る3月2日に申請人立会いの下、調査をいたしました。現在自宅近隣の山中に墓地がありますが、参道が急峻で年々参拝が困難になってまいりましたので、自宅近くの転用地に墓地を移転したいというところでございます。申請人の高齢化に伴い、やむを得ないことと存じます。申請地の位置につきましては、図面のとおりであります。東西南北、市道と県道、■■■■から約1m、それから自宅より約50mぐらいのところにあります。周辺土地への影響はありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1、番号2については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は5件となっております。

5ページをお開きください。

番号1と番号2は関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。

先に番号2からご説明します。

申請人、譲受人（落合）は、現在両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、番号2の申請地、畑2筆合計494㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅、車庫、水路用地に転用申請します。次に、番号1ですが、譲受人（落合）の父は、現在の自宅で■■■■■■■■■■を行っており、このたびの住宅の建築に合わせて、隣接する申請地、畑1筆496㎡も、同じ譲渡人（落合）から譲り受け、倉庫、露天駐車場、進入用道路、露天資材置場に整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、番号1と番号2の案件の合計額となります。土地購入費■■■■■■■■■■円、土地造成■■■■■■■■■■円、建物施設■■■■■■■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■■■■■■■円、借入金■■■■■■■■■■円。新築住宅の建蔽率は35%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

現地確認を2月28日に行いました。譲渡人は、去年ご主人を亡くされて、今高齢の、もう80を過ぎた女性の方と息子さんがいらっしゃるんですが、高齢のため草刈りもできないということで、近所の人と話をしていたら、近所の方がこの譲受人と友達で、探しているよということで、今回の話がまとまり申請するものであります。

事務局から説明がありましたけど、現地確認しましたが、これ、市道から約3mぐ

らい下がった位置にございます。図面を見ていただくとよく分かるんですけど、
番地のほう、
、
、この辺が全部実際には5 mぐらい下にあります。のり面がかなりあります。実際の建坪面積はかなり狭いんじゃないかなという印象を受けております。ちょっと余談になりましたが説明しておきます。

申請地の位置等ですけど、
の北東にあたります。市道に面しております。周辺の状況ですが、東が駐車場、西が市道、南も市道で北側が畑。北の畑ですが、ここもすごいのり面でした。畑とっていいのかなというような状況です。周辺農地への影響ですけど、近隣農地はありません。ですから、支障をきたすことはないと思われました。その他指摘事項も特にございません。ご審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（北房）は、現在両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、また通勤距離を考え、申請地、畑1筆119㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、住宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入費
円、土地造成
円、建物施設
円。資金の内訳として、借入金
円。建蔽率は23%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

5条、番号3の議案ですが、3月4日に現地調査を行いました。譲受人は、隣の土地を購入しましたが、現在の住居地だけだと将来的に手狭なところがありますので、今回隣の土地を譲渡人に話をしたところ、話がまとまり、今回申請するものがあります。申請地の位置等ですけど、
より北西に約500 mぐらいのところに位置しております。周辺の状況ですが、東が浄水場、西が自宅、南が浄水場の入り口、北が市道となって、周りに農地はございません。周辺農地の影響ですが、農地はなく、問題はないと思われしますので、よろしく願います。その他指摘事項も特にございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、■■■■を営んでおり、このたび周辺も宅地化が進んでいることから、申請地、田5筆合計2,937㎡を、譲渡人（久世）の3名から譲り受け、分譲宅地11区画及び進入用道路を整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号4について報告します。

去る3月2日に譲受人法人担当者立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人の1人が以前から高齢で、この数年間は耕作しておらず、管理を人に頼んでおりました。今後も耕作してくれる跡取りもおらず、自分で耕作する意思もないことから、農地の買上げをせかされていましたが、このたび他の2人の農地所有者と協議を続けていたところ、このたび話がまとまったものです。申請地の位置等ですが、■■■■から東へ約50mの地にあり、宅地化が進んでおります。周囲の状況は、東側は宅地、西側は田、南側は鉄道、北側は市道に面しております。農地への影響はないものと思われま。その他指摘事項もないので、審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 7ページをお開きください。

番号5でございます。

番号5は追認案件でございます。

申請人、譲受人（市外）は、現在の墓地が急傾斜地を上がった場所にあるため、墓参りや維持管理が困難になってきたことから、申請地、田1筆20㎡を、譲渡人（湯原）から譲り受け、墓地を整備するため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないように反省し、顛末書が添付されております。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人は譲受人の兄で、贈与による所有権移転のため■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■

円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 去る3月2日、譲渡人の立会いの下で現地調査をしました。先ほど事務局からの話もありましたように、譲受人は譲渡人と兄弟であります。お兄さんであります土地所有者宅近隣の山中に墓地がありますが、参道が急峻で年々参拝が困難になっていたところ、お兄様も同じ理由で墓地移転をすることを聞き、兄の土地を贈与され、墓地を移転することにしました。申請地の場所でございますが、4条、2号で示したところでございます。県道より約1mのところでございます。兄の住宅地より約50mでございます。その他周辺農地への影響はありません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第16号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第16号について、9ページをお開きください。

議案第16号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年3月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全330筆でございます。

なお、総会前の事務連絡で修正をお願いをしております36ページ、番号9013-1の2筆、9013-2の1筆につきましては、令和2年度利用状況調査で低利用農地と判定した農地の貸し借りとなっております。解消に至った経緯ですが、もともと耕作していた方が1年ほど前から耕作ができておらず、貸手が借手に耕作を依頼したところ、話がまとまったものです。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

31番推進委員 31番推進委員です。

16ページの下から言いましたら2036-1の案件でございます。

この案件につきまして賃貸借の申請が出とるわけですが、この受人さん、この方は2月末日に亡くなられております。ということで、この案件について申請許可については保留をしていただきたいという件と、この方は、そのほか7か所ぐらい受けて耕作しておりました現状が昨年までありました。ということで、それも含めて今後の対応が出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 事務局のほうは把握してましたか。

事務局主事 失礼いたします。

今31番推進委員さんからいただいたご意見なんですけれども、総会前の事務連絡によりご連絡しておりました申請者からの取下げによりますということがこの案件で、うちのほうにももう既にご連絡はいただいております。なので、こちらの案件も取下げということでこちらも伺っております。今後のいわれた7筆ほどの貸し借りなんですけれども、既に息子さんのほうが事務局のほうにおいでいただきまして、取りあえず地元にはもう家族の方や後継者などがいないため、貸手の方と協議しますということで伺っております。

以上です。

議長 よろしいですか。

31番推進委員 はい。

議長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第16号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、異議なしと認めます。
よって、議案第16号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第18号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第17号について、41ページをご覧ください。

議案第17号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画があがっております。

続きまして、議案第18号について、43ページをお開きください。

議案第18号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するにあたり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和4年4月27日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第17号、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第18号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

日程8、議案第19号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第19号、農地法第30条の規定による利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により、再生利用が困難と見込まれる農地に対する非農地判断について、本日まで審議いただく案件は1,708筆でございます。

45ページをご覧ください。

今回ご審議いただく対象農地は、委員の皆様にご作成いただきました耕作放棄地リストと事務局の現地調査の結果を基に、土地所有者または管理者からの申出により除外した農地を除くものでございます。本日議決された後には、農業委員会事務局で管理している農地台帳からの除外を行います。また、所有者に対し非農地通知書を発送し、登記簿の地目変更を行っていただくよう通知するという事となっておりますが、冒頭申し上げましたとおり、現在その事務手続方法につきまして法務局と協議中であるため、通知書の発送はまだ先となります。また、手続方法が決まりましたら、通知書の発送前に事務連絡等でお伝えいたします。

以上、お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

4番委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

4番委員 登記変更の手続について、いろいろご検討いただきありがとうございます。この方法も含めてなんですけれども、この仕事は、事務的に整理することが肝心やということでやってる仕事なんです。ですから、このほかにも、住民の方がというより、農家のこの所有者の方が常にご負担にならない方法を検討しながら次を進めていただきたいと思います。登記は最たるものなんですけれども、よろしく願いいたします。1点、それです。

もう一点は、これ、私たち、私は2期目なんですけど、3回調査しました。その3

回調査した分のトータルを結果でここを出して下さってるんですが、ぜひ、これは山の中になってしまってる、もうこれは非農地やというところで、ちょっとこれ、点検してみたんですね。そしたら、載ってないところもあるんです。それらについては、また後日、事務の方にお伝えしますので。追加って、今年度の分にはもう追加できへんのですかね。

次年度になるのですかね。

事務局次長 そうなると思います。

4番委員 また申し上げますので、それも入れていただいたほうが、この際やから一気にという気がいたしました。よろしく願いいたします。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議長。

議長 はい。

事務局次長 ありがとうございます。

まず、1点目のことなんですけども、ここは、法務局のほうと話をしております。登記の、ご本人さんのご負担という面もあるんですけども、求められる書類がとて多くて、ご期待に沿えるかどうかというのはちょっとありますが、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、そちらのほう、結果のほうは分かりませんが、引き続き協議を進めていきたいと思っております。

それから、2点目のほうが……。

4番委員 委員としての意向ですって法務局に言うてください。

事務局次長 分かりました、はい、確かに。

4番委員 何度か言われてますって言うてくださいね。

事務局次長 はい。

4番委員 これ、ほんまに本人さんにとったら負担です。よろしく願いいたします。

事務局次長 ありがとうございます。

それから、2点目のほうは、今回やってみましたら1,700筆以上ありましたもので、今日この総会でこういうふうにもリストで皆さんにお目通しいただいての決になりますので、これ以降ももちろんあると思っておりますので、それにつきましては来年度の処理ということでさせていただきたいと思っております。また、パトロールに限らず、こういった農地があるということでしたら、随時事務局のほうまでお知らせいただけたらと思っております。

以上です。

議長 ほかにほかにございませんか。

23番推進委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

23番推進委員 この資料を、全部差し替えになってきましたけれども、中身を見ると、全然違うんですよね。これ、どんな形でチェックをされてるんですか。この新たに送られてきた

ものを信用していいんですか、面積やそんな分を。あと、こんなことをしていて本当にいいんですかというふうに思うんですよね。この間度々差し替えとか資料が違ってますって送ってこられるんですけども、その場合には、何が違ってどうなったかというのをちゃんと説明をいただきたいんですよ。これが全部送られて、何をどうチェックしようと思ったときに、見たら順番が全然違いますので、かなり大きな違いがあったんだろうと思うんだけど、なぜそんなことが起こるのか、少し説明をいただきたいと思います。

議 長 はい。

事務局次長 資料の訂正につきましては、重ね重ね大変申し訳ございません。今回のこのリストなんですけども、違っておりましたのは単純な、土地の所有者、これがちょっとズレておったということです。それがズレると全然違うことになりましたので、全て差し替えで対応させていただきましたということです。

以上です。

23番推進委員 違っていたのが分かったのはなぜなんですか。誰かの指摘があったからなんでしょうか。

事務局次長 ご指摘もいただきましたのと、たまたま私も見ておりましたら違う地区の方のお名前があったもので、ほとんど同時期にそれが分かりまして、ごめんなさい、十分確認しておったつもりだったんですけども、そういった結果になってしまいました。

23番推進委員 だから、確認方法が違うと思うんですよね。これが出てきたときに、我々が出したリストと合わせてされてないんですかね。そういうのも含めてもう少しちゃんと正確にやっていただかないと、我々が申請を出したのにこんなでたらめは許されないと思いますので、同じことだと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにはございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第3号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程11、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 65ページをお開きください。

報告第3号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の3件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第3号、報告第4号、報告第5号について質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でありますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

12番委員 すいません議長。

議長 はい。

12番委員 それじゃあ、北房地域のほうから報告案件がございますので、よろしく申し上げます。

それでは、ちょっとお時間をください。

まず初めに、今回の「豊かな大地」、広報紙の出来は、すばらしかったと思います。編集委員の皆様方大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

さて、我々北房地域では、優良な遊休農地の解消に向けてということで活動をしてまいりました。我々北房地域では農業委員が3名、推進委員が4名、計7名で活動しております。その中で、優良な農地の中で遊休化している農地について、直接所有者の方にアタックしてみようじゃないかという意見が出まして、それぞれの担当地区の中でそういう案件をピックアップいたしまして、所有者の方に連絡をとってみました。もちろん今の時代でございますので、個人情報保護法とかの関係がご

ございますので、事務局の協力の下、所有者を特定したものでございます。

我々も最初から想像はしとったんですけども、所有者の方は、当然特定してみますと市外在住の遠くにお住まいになっておったり、また既に亡くなっていて、相続人の人が管理されているという農地も大分ございました。そこで、所有者の方と膝を突き合わせてお話ができたという案件はあまり多くはなかったんですが、電話でお話をしたり、またアンケート調査が返ってきたものについて、それを参考にお話をさせていただいたりしまして、3条申請に至ったもの、利用権設定に至ったもの、また中間管理機構とのマッチングが成功したものの、保全管理に至ったもの、多くはございませんが、そういうものが大分遊休農地として解消されたというふうに思います。

その中で、全部解消をとすることはもちろん無理でございますので、いろいろと細やかなアドバイス等をしてきたわけですが、その中で、所有者の方と話をすることで、俺の農地じゃからどうだろうと勝手じゃないか、ほっといてくれというような人は、一人もいらっしやいませんでした。皆さん近所の人に迷惑をかけちゃいけない、近隣の農地に迷惑になったらへんじゃろうかということで心配をされております。けれども、その解消方法が見つからないので、そのままそっとしておくというのが今まで見てきた感想でございます。そこで、我々といたしましては、細やかなアドバイス、そして継続性を持った活動をしていくということが非常に大切ではないかなというふうに感じたわけでございます。

個々に具体的な例は挙げませんが、そういうふうな皆さん、非農地になっている所有者の方々も、それぞれ理由があるわけですし、そういう理由を事細かに聞いていって、継続性を持って活動していくということがとても大切じゃないかというふうに活動した中で感じたものでございます。

それから、我々の任期も3年でございますし、また事務局の人事異動等もございまして、したがってそういうふうな交代のときには細やかな引継ぎをしていただいて、こういう農地はこういうふうな状態ですよ、所有者はこういう方ですよというようなことを細かな引継ぎをしていただいて、次の方にも知っていただければ、少しでも、少しずつでも解消していくんじゃないかなというふうに感じた次第でございます。

そういうことではありますけども、この前、ちょっと話は変わるんですが、新聞を見ておりましたら、人・農地プランが法定化されるというふうなことが書いてありまして、その中でちょっと改正をしようじゃないかということで、人・農地プランという名称も地域計画というふうに変えるんだというふうに書いてありました。我々年寄りには、人・農地プランという名称だとなかなか取っつきにくいというようなことがありまして、地域計画ということになると、それもいいんじゃないかなというふうに思いますし、またその内容として、区分分けをして、農業利用と保全管理というふうに区分を分けてそれぞれ計画を立てようじゃないかというふうなこと

が載っておりました。そうすると、今まで、今日発表したようなそういうふうな活動も、それがこれが現実化すれば不要になるんじゃないかというふうに感じた次第で、大変期待をしております。

それからまた、もう一件、農地法の改正で、今まで狭小な農地を貸したり売ったりするときに足かせとなっておりました下限面積、これが廃止されるというふうに書いてありました。これも大きな改善ではないかなというふうに、これも期待する次第でございます。ちょっと余談になりましたけれども、以上、北房地域のほうから報告をさせていただきました。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。北房地域、かなり活発に委員さんが活動されておりますんで、ほかの地区も見習って頑張っていければというふうに思っております。ありがとうございました。

よろしいですかね。

<「なし」の声>

議長 それで、事務局はよろしいですか。

<「なし」の声>

議長 それでは、以上で終わりたいと思いますが、次回4月総会は4月11日月曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前11時10分 閉会)